

宗像市立学校教育実習委託契約書

〇〇〇〇（以下「発注者」という。）と、宗像市（以下「受注者」という。）は、教育職員免許法の規定に基づき宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）において実施する教育実習に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、教育実習の実施を受注者に対して委託し、受注者はこれを受託する。

（履行期間）

第2条 履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（教育実習生の氏名及び教育実習期間）

第3条 発注者が委託する教育実習の対象者（以下「教育実習生」という。）の氏名及び教育実習期間は、別表のとおりとする。

（実習計画）

第4条 実習計画等については、教育実習生を受け入れる市立学校（以下「受入校」という。）が別に定める。

（委託料）

第5条 発注者は、教育実習の委託料として、教育実習生1人につき1日あたり1,000円を受注者に支払うものとする。

（委託料の支払方法）

第6条 受注者は、別表に定める教育実習生の実習期間が終了後、原則、請求の翌月末を納期限として、前条に定める委託料を請求するものとする。

2 発注者は、受注者の請求により、委託料を支払うものとする。

（教育実習期間の延長）

第6条 発注者及び教育実習生の責に帰すことができない理由により教育実習を実施することができない場合は、発注者受注者協議の上、教育実習期間を延長することができる。

（実施要件）

第7条 発注者は、教育実習の実施に当たり、「宗像市立学校教育実習実施要領」を遵守する。

（その他）

第8条 契約の内容の変更若しくはこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

発注者

受注者